



宮上下整第 16.5 号
令和 4年 2月 7日

関係機関 各位

宮崎市公共汚水ます設置要綱の改正について（お知らせ）

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮本 兼治
(公 印 省 略)

皆様方におかれましては常日頃から本市の下水道事業に対しましてご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。

本市においては、平成18年1月に高岡、田野、佐土原の3町、平成22年3月には清武町とそれぞれ合併し、以後旧町域の下水道整備についても取組んでまいりましたが、合併後10年あまりが経過し、その整備についても概ね概成を迎えたところであります。

現行の公共ますの設置要綱については、最後に改正してからすでに8年が経過し、現状にそぐわない点もみられるようになってきており、また詳細な設置基準等についても分かりにくいものとなっていたため、改正後の要綱は内容を整理・精査した上で統一化を図り見る人に分かりやすいものとしております。

なお、今回改正する要綱については、令和4年4月1日からの施行を予定しており、改正後の要綱については、2月以降上下水道局のホームページにも掲載することとしておりますので併せてお知らせいたします。

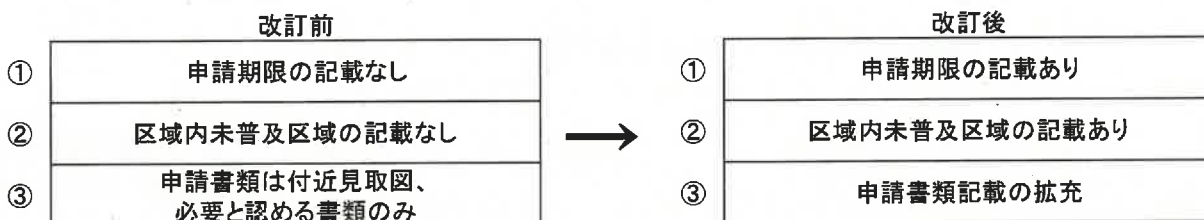
- 1、主な改正の内容については、別紙1「主な改正内容」をご覧ください。
- 2、公費・自費の要件を確認する際には、別紙2「公共ます公費設置の要件について（参考資料）」をご参照ください。
- 3、「事前相談書」による公共ます設置における公費・自費等の相談については、今後も継続していきますので、引き続きご相談ください。

*本件に関するお問い合わせ等につきましては、下記までお願いいたします。

(文書取扱)
宮崎市上下水道局 下水道部
下水道整備課 維持係
TEL0985-26-7663 (直通)

主な改正内容

○申請についての記載



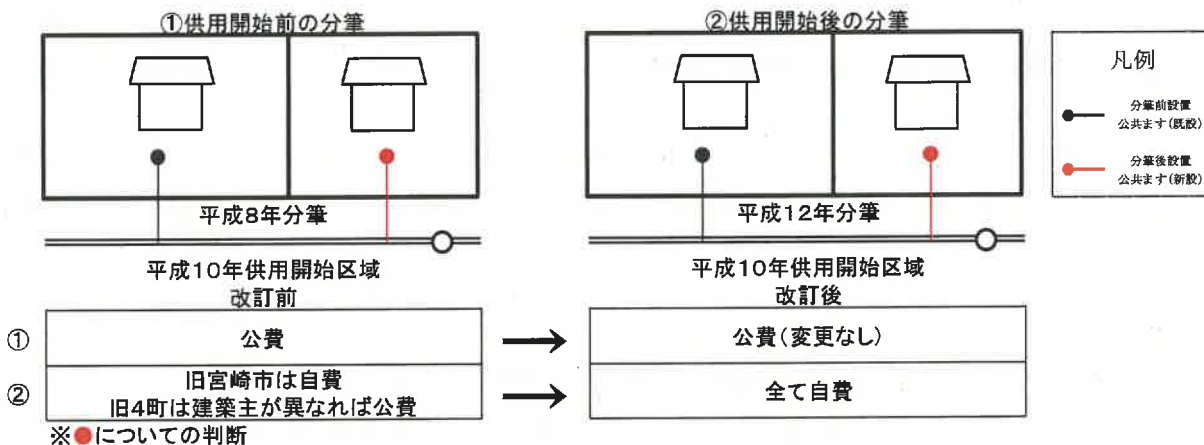
※①申請期限概ね2ヶ月を記載しております(各年度2月以降に受理した申請書については、翌年度の施工となります)。

なお、令和4年3月31日以前に建築確認を受けているもの、公共ますの設置申請がなされているもの及び公共汚水ます設置に関する事前相談書の提出がなされているものの取扱いは、従前の要綱によるものとします。

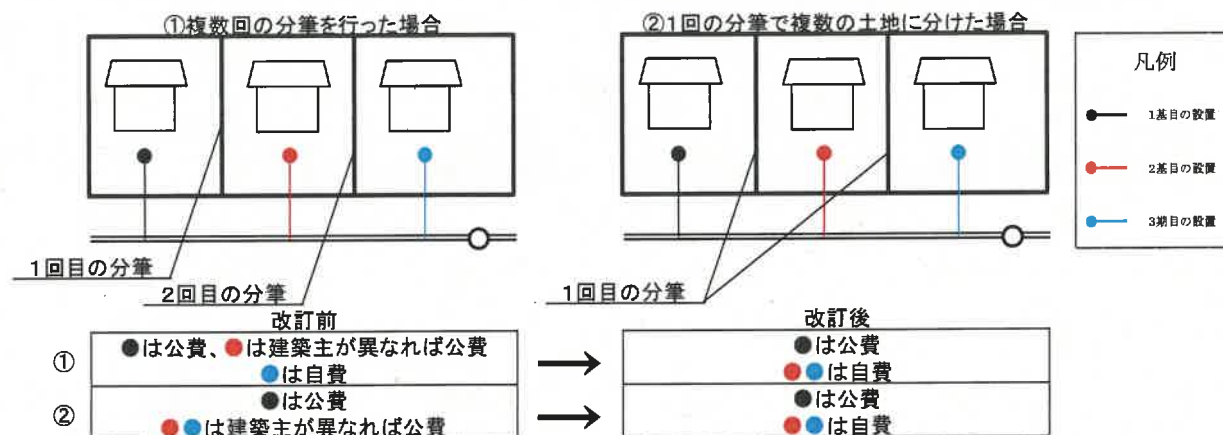
※②区域内未普及区域等では公共ます設置までに多くの日数がかかります。公共ます設置に要する日数等は下水道整備課へお問い合わせください。

※③申請書類に漏れないよう、記載を詳細に行っております。

○分筆後の土地における新設公共ますについて(例:平成10年供用開始の場合)

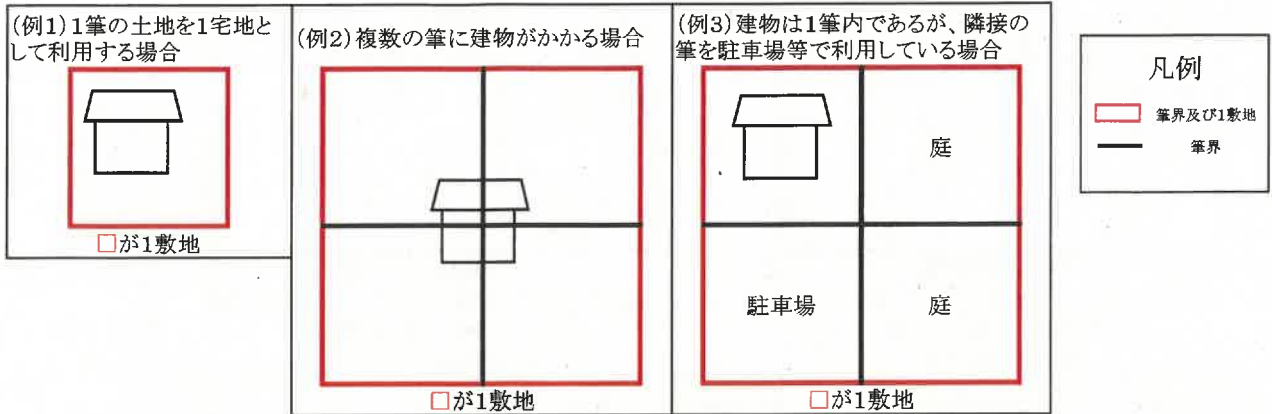


○更地(公共下水道に接続すべき建築物等がない土地)を分筆した場合の新設公共ますについて

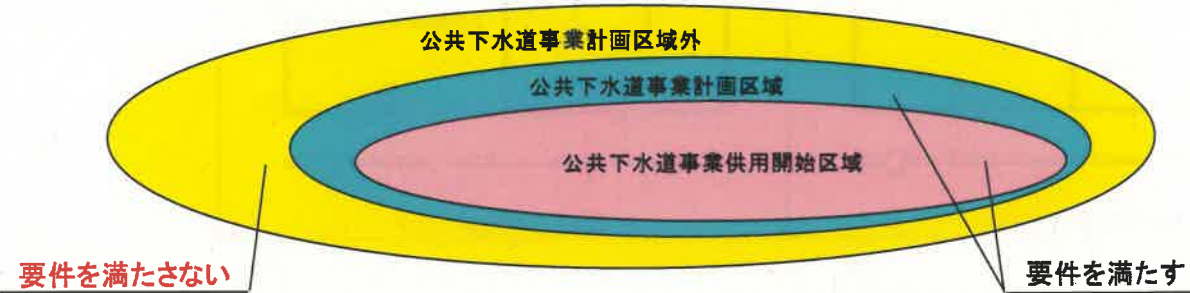


公共ます公費設置の要件について(参考資料)

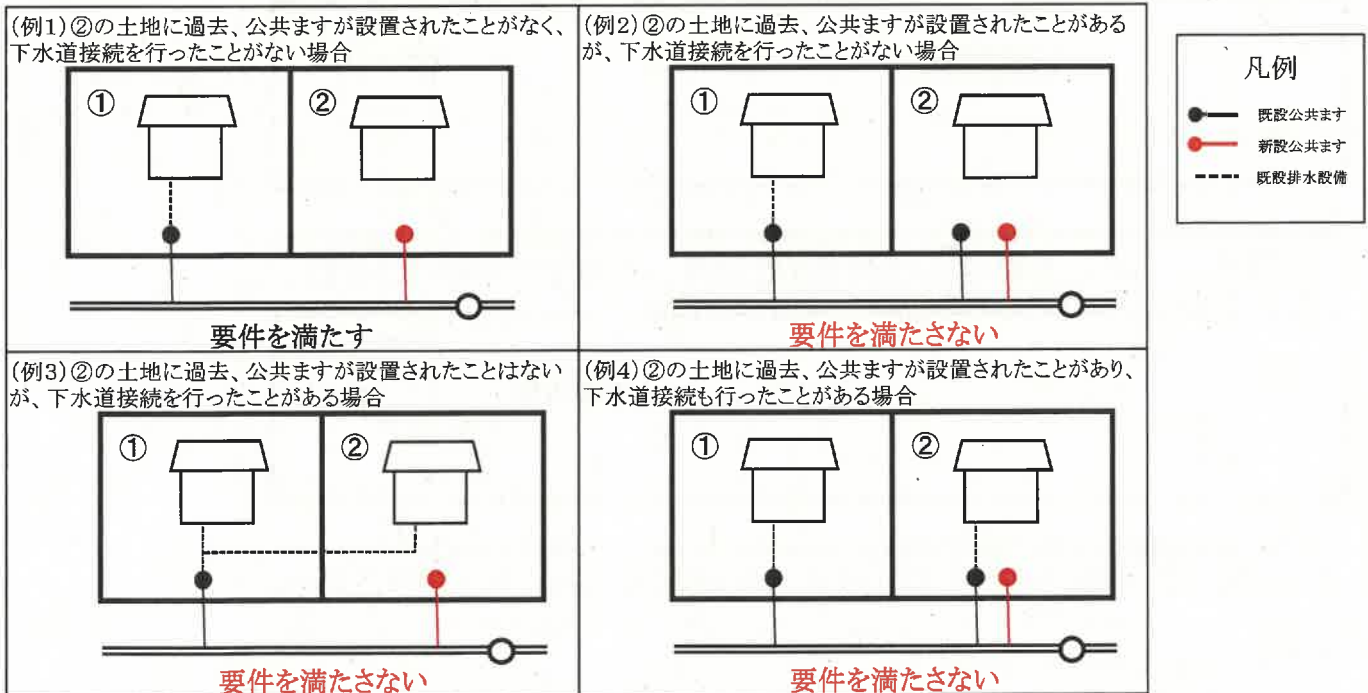
○敷地について



○要綱第3条第1項第1号について



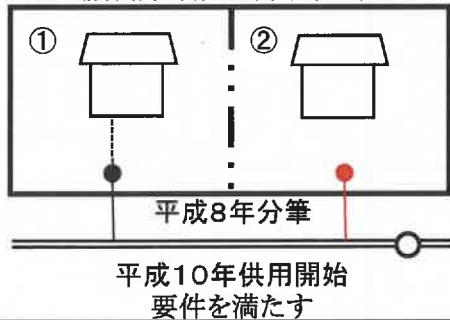
○要綱第3条第1項第2号について(その1) ※下図②の土地について判断



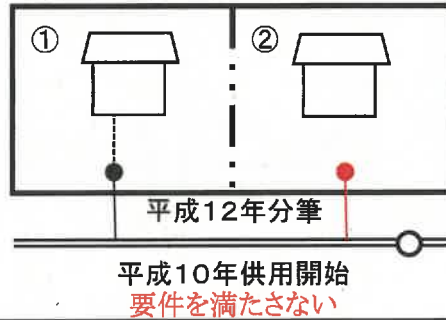
公共ます公費設置の要件について(参考資料)

○要綱第3条第1項第2号について(その2) ※下図②の土地について判断

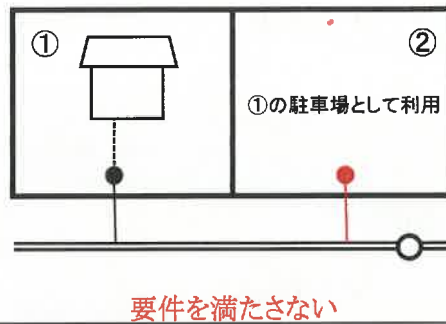
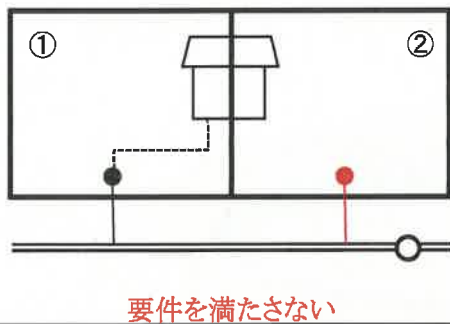
(例1) 供用開始日以前又は既設公共ますの設置以前に分筆されていた場合(例:平成10年供用開始)



(例2) 供用開始日以降又は既設公共ますの設置以降に分筆される場合(例:平成10年供用開始)

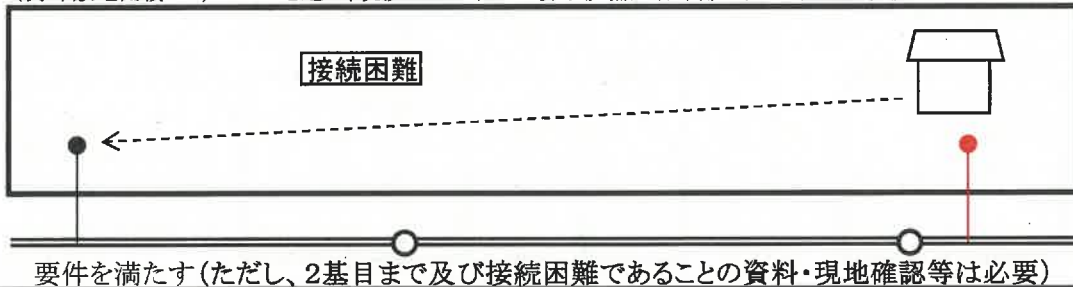


(例3) 供用開始日以降又は既設公共ますの設置以降に複数の筆を一体利用している場合

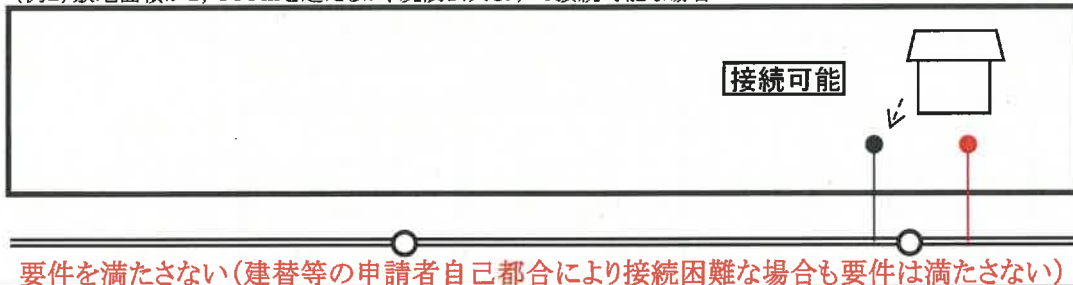


○要綱第3条第1項第2号ただし書きについて

(例1) 敷地面積が1,000㎡を超え、既設公共ますでは排水設備配管距離が長い等により接続が困難である場合



(例2) 敷地面積が1,000㎡を超えるが、既設公共ますで接続可能な場合



○要綱第3条第1項第3号について

- ・公共ますの公費設置には、2ヶ月程度の期間を要しますので、早めの申請をお願いします。急ぎの公共ます設置が必要な場合、自費での設置をお願いすることもあります。
- ・国・県道の工事が必要な場合や前面道路に下水道本管がない場合等は、さらに長期間を要することとなりますので、早めの相談をお願いします。

○要綱第3条第1項第4号について

- ・下水道事業受益者負担金等については、下水道整備課へ相談をお願いします。